れぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十四人以内を置く。

2・3　［略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十五人以内及び金融証券検査官五百四十八人以内を置く。

2・3　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十二人以内及び調査官三百六十二人以内を置く。

2・3　［略］

（上席国有財産訟務官及び国有財産訟務官）

第二百四十九条　近畿財務局の管財部に、上席国有財産訟務官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部（関東財務局にあっては、管財第二部。以下この項において同じ。）に、上席国有財産訟務官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部に、国有財産訟務官二十四人以内を置く。

2・3　［略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十人以内及び国有財産管理官二百九十八人以内を置く。

2・3　［略］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官十人以内を置く。

2　［略］

れぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十五人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十五人以内及び金融証券検査官五百五十一人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十二人以内及び調査官三百六十八人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席国有財産訟務官及び国有財産訟務官）

第二百四十九条　近畿財務局の管財部に、上席国有財産訟務官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部（関東財務局にあっては、管財第二部。以下この項において同じ。）に、上席国有財産訟務官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部に、国有財産訟務官二十五人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十人以内及び国有財産管理官二百九十六人以内を置く。

2・3　［同上］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官十一人以内を置く。

2　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十八人以内を置く。

2・3　［略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百二十三人以内及び監視官四百七人以内を置く。

2・3　［略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百四十六人以内及び審査官二百二十五人以内を置く。

2・3　［略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百二十一人以内及び調査官三百四十九人以内を置く。

2・3　［略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官八十三人以内及び審理官百四十九人以内を置く。

2・3　［略］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十六条　沖縄地区税関に、上席審査官三人以内及び審査官六人以内を置く。

2・3　［略］

（課税総括課の所掌事務）

第三百九十三条　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　［略］

十五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十九人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百二十三人以内及び監視官四百五人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百四十六人以内及び審査官二百三十五人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百二十一人以内及び調査官三百四十八人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官八十三人以内及び審理官百五十三人以内を置く。

2・3　［同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百七十六条　沖縄地区税関に、上席審査官三人以内及び審査官五人以内を置く。

2・3　［同上］

（課税総括課の所掌事務）

第三百九十三条　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　［同上］

十五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）で、必要なものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。